

議案第61号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第60号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に改め、同条第4項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の68.75」を「100分の70」に改める。

第14条の4第2項中「100分の102.5」を「100分の105」に改め、同条第4項中「100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の48.75」を「100分の50」に改める。

別表第2を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第2の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第14条及び第14条の4の規定は令和6年12月1日から適用する。

(令和6年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 令和6年12月に支給する期末手当に係る改正後の給与条例第14条の規定の適用については、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」に、同条第4項中「100分の70」とあるのは「100分の71.25」とする。

(令和6年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 4 令和6年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の給与条例第14条の4の規定の適用については、同条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」に、同条第4項中「100分の50」とあるのは「100分の51.25」とする。

(給与の内払)

- 5 この条例による改正前の職員の給与に関する条例に基づいて、令和6年4月1日以降の分として支給を受けた給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。